

徳島県選挙管理委員会告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、五三三人
鳴門	一五、七三九人
小松島・勝浦	一一、二三三人
阿南	一九、七三〇人
吉野川	一一、一一三人
阿波	一〇、一一九人
美馬	一〇、一五二人
三好第一	六、八五八人
名西	八、四八二人
那賀	二、二一九人
海部	五、四二八人
板野	二七、一六八人
三好第二	三、八五三人